

本報告書は、[令和6年11月28日に公表した報告書](#)を、[令和7年1月30日に公表した正誤表](#)により訂正したものです。

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年10月4日 04時10分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市名護屋漁港 呼子港名護屋B防波堤灯台から真方位135°370m付近 (概位 北緯33°32.2′ 東経129°52.9′)
事故の概要	遊漁船瑠璃は、北北西進中、養殖筏に乗り揚げた。 瑠璃は、船底外板の擦過傷等を生じ、また、養殖筏は、鋼製枠に曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和5年11月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 瑠璃、5トン未満 244-19130佐賀、個人所有 9.94m (Lr) × 2.59m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、254.00kW、平成12年3月 (写真1 参照)

	 <p style="text-align: center;">写真1 本船の外観</p>
乗組員等に関する情報	<p>船長 68歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年12月14日 免許証交付日 令和3年7月30日 (令和9年6月5日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>本船 船底外板に擦過傷、プロペラ翼に曲損等 養殖筏 鋼製枠に曲損等</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、遊漁の目的で、船首約0.10m、船尾約1.10mの喫水により、長崎県壱岐市壱岐島北方沖の釣り場に向け、令和5年10月4日04時00分ごろ名護屋漁港の係留地を出航した。</p> <p>船長は、操舵室内の操縦席に腰を掛け、GPSプロッターを作動させて手動操舵で操船に当たり、約7ノットの対地速力で、名護屋大橋を通過した後、名護屋漁港西側の突堤先端部に設置された簡易標識（赤光）の灯光寄りに左舵を取り、北北西進を開始した。</p> <p>船長は、名護屋大橋北方沖に養殖筏があることを知っており、また、養殖筏には簡易標識（黄光）が設置されていたものの、同灯光が唐津市加部島の街明かりに紛れて見えにくかったので、ふだん、北北西進を開始後、GPSプロッターで養殖筏の設置区画の方向を確認しながら針路を調整し、養殖筏の西方沖を航行して呼子大橋に向かっていった。(図1、写真2参照)</p>

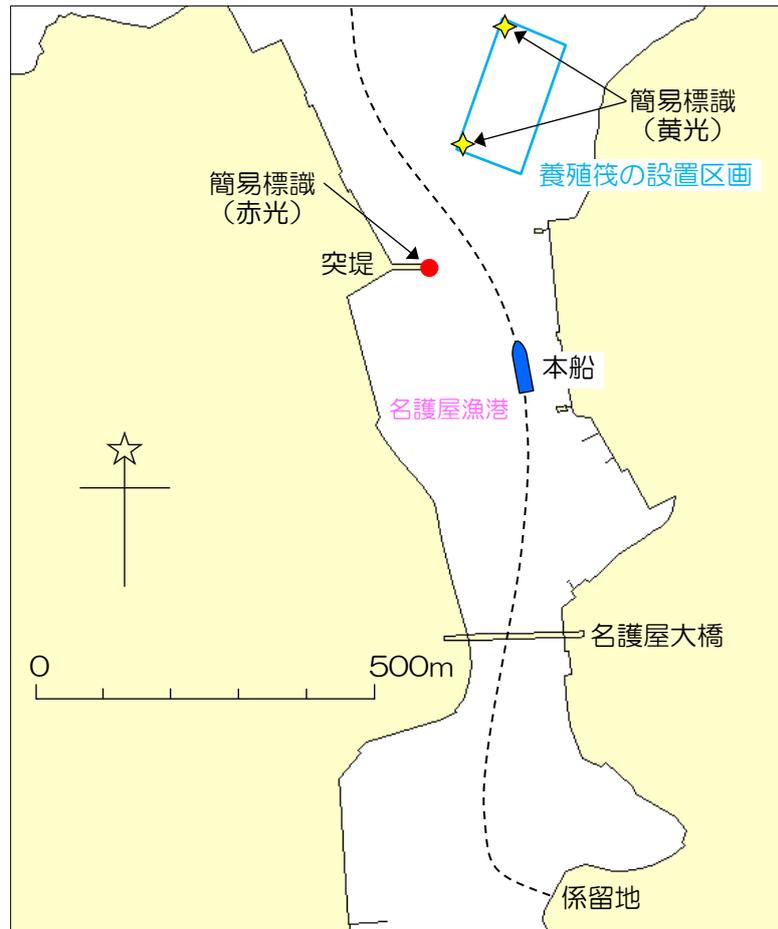


図1 ふだんの航行経路

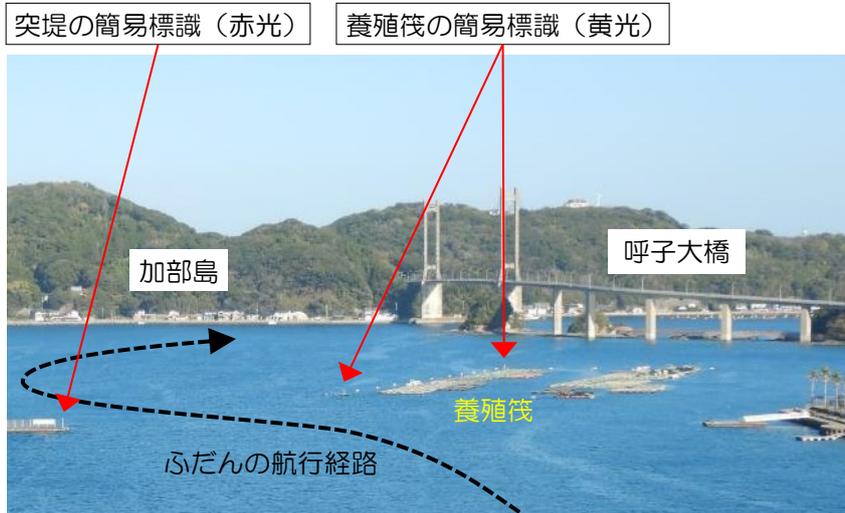


写真2 養殖筏周辺の状況（名護屋大橋から北方に向かって撮影）

船長は、操縦席後方の床席に座っていた釣り客と直近の釣果について会話をすることに夢中になり、GPSプロッターで養殖筏の設置区画の方向を確認せず、そのまま航行を続け、04時10分ごろ本船が養殖筏の鋼製枠に乗り揚げた。（写真3参照）

	<p style="text-align: center;">養殖筏の鋼製枠</p>  <p style="text-align: center;">写真3 本船の乗揚状況</p> <p>船長は、衝撃を感じるとともに、本船の主機が停止したので、何かかと思い、操舵室の外に出たところ、本船が養殖筏に乗り揚げたことが分かり、釣り客に怪我がないこと及び本船に浸水がないことを確認した後、携帯電話で知人の遊漁船の船長に救援を依頼した。</p> <p>船長は、来援した知人の遊漁船に釣り客と共に移乗して係留地に戻った後、携帯電話で養殖筏の所有会社に連絡するとともに海上保安庁に通報を行った。</p> <p>本船は、養殖筏の所有会社が手配した船舶によって、養殖筏に乗り揚げた状態で付近岸壁までえい航された後、岸壁上のクレーン車で養殖筏から吊り下ろされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、佐賀県知事から遊漁船業者の登録を受け、遊漁船の船長としての経験が10年以上あり、名護屋漁港内での夜間航行の経験は豊富であった。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気や疲れはなく、健康状態は良好であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、名護屋漁港内を北北西進中、船長が、GPSプロッターで養殖筏の設置区画の方向を確認しなかったことから、養殖筏に向かっていることに気付かず、養殖筏に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん、GPSプロッターで養殖筏の設置区画の方向を確認しながら針路を調整し、養殖筏の西方沖を航行していたが、本事故当時、釣り客との会話に夢中になっていたことから、GPSプロッターで養殖筏の設置区画の方向を確認しなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、名護屋漁港内を北北西進中、船長が、釣り客との会話に夢中になり、GPSプロッターで養殖筏の設置区画の方向を確認しなかったため、養殖筏に向かっていることに気付かず、</p>

	養殖筏に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・遊漁船の船長は、航行中、釣り客との会話に夢中になることなく、操船に専念し、夜間は、GPSプロッター等の航海計器を有効活用して適切な針路に調整すること。

付図1 事故発生経過概略図

